

八戸市農業委員会 5 月総会議事録

日時：令和6年5月14日（火）午後2時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19 名中 16 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 欠	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 欠	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 欠	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 19 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 欠	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 欠	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 欠	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、農政GL 渡部 和文、

主査 風張 陶子、主事 工藤 悠万、主事 宮本 朋佳、主事 大橋 康平

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
松橋事務局長	事務局の松橋から御報告いたします。 本日は、内沢農業委員、坂下農業委員、木村農業委員、上村推進委員、齋藤推進委員、梅津推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。
松橋事務局長	次に、本日の議案のうち、議案第 19 号、令和 6 年度第 2 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、明戸農業委員、森農業委員、鈴木推進委員、上村推進委員、永田推進委員及び山田推進委員が当事者となっている事案がございます。 明戸農業委員及び森農業委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該議案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。 鈴木推進委員、上村推進委員、永田推進委員及び山田推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。
松橋事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、中村正記委員の御発声に続いてお願いいたします。
中村委員	【憲章唱和】
松橋事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は御多用の中御出席いただきましてありがとうございます。皆様におかれましては、農作業にお忙しいと思いますが、くれぐれも作業事故が起こらないように気を付けて作業を進めていただきたいと思います。それでは本日の議事につきましても、慎重に御審議を下さいますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、4 番 外館 政博 委員、5 番 明戸 政勝 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 16 号、令和 5 年度事業報告についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

それでは事務局の松橋から、令和 5 年度事業報告について説明致します。資料は、A 4 縦で右上に総会資料 別冊と記載されたものとなります。失礼ながら着

座にて、説明させていただきます。

概要ですが、令和5年度は、事業計画に基づき、総会活動のほか、遊休農地の解消と発生防止、農地流動化の推進、優良農地のあっせん事業の実施、農業経営に積極的に取り組んでいる模範的な農業後継者の顕彰などを行っております。

また、三八地区農業委員会連絡協議会の一員として、中山間地域における持続可能な農業等について、要望・提案を行なうとともに、八戸市農業経営者協議会の活動支援、農業者年金の加入推進、経営移譲等の相談と、農業や農業者に関する情報提供に取り組んでおります。

2 ページをお開き願います。会議等開催状況の 1 総会、

(1) 議決事項ですが、アからサまでの 11 項目について、議決いただいております。

(2) 協議事項は、アからコまでの 10 項目について、検討していただきました。

3 ページを御覧願います。

2 運営協議会については、主に総会案件に関する事前打合せとなっております、

3 主な研修会・大会等につきましては、資料記載の開催状況となっております。

4 ページをお開き願います。

以降の資料の内容につきましては、渡部農政グループリーダーから説明致します。

渡部 G L

事務局渡部から、農政関係活動について御説明いたします。

資料4 ページを御覧願います。

(1) 農家相談活動については、12 月から 1 月に農家座談会を開催いたしました。

(2) 情報活動は、「はちのへのうぎょうだより」と「八戸ののうぎょう」を計画どおり発行し、

(3) 農地台帳の整備は、年間を通じ台帳補正事務に努めました。5 ページに移りまして、

(4) 農地台帳記載証明書の交付は、本庁と南郷事務所を合わせて 236 件、

(5) 租税特別措置法に基づく証明書発行は、贈与税関係が4人、相続税関係が18人でした。

(6) 経理記帳の普及は、農業者からの相談に迅速に対応するよう努め、

(7) 農業後継者の顕彰は、畑内寿彦さんを顕彰し、累計69人となりました。

(8) 家族経営協定については、令和5年度の新規締結は2件でした。

6ページに移りまして、

(9) 農業者等との意見交換会は、株式会社あいないの相内会長から講演をいただき、参加者による意見交換を行いました。

(10) 農業者年金事業のア 加入状況は、新年金の加入者が28人、旧年金の受給待期者が11人で、イ 農業者年金受給状況は、新年金が合計81人、旧年金が合計186人でした。

7ページに移りまして、

外郭団体である八戸市農業経営者協議会については、記載の会議や視察研修会を開催しております。

農政関係活動報告の説明は、以上です。

続きまして、Ⅲ、農地関係活動報告につきまして御説明いたします。

8ページをお開き願います。

農地の権利移動と転用などの処理状況につきまして、表になっておりますとおり直近2か年の事務処理の件数と面積をまとめております。

農地の権利移動でございますが、事務処理の合計は、令和5年は件数で340件、面積で約177.6haとなっており、前年より件数・面積ともに増加しております。

農地の転用でございますが、事務処理の合計は、令和5年は件数で176件、面積で約9.1haとなっており、こちらは前年より件数は増加し、面積は減少しております。

その他の事務処理につきましては、表に記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

10ページをお開き願います。

1、農地流動化と経営規模拡大施策のうち、（1）、農業経営基盤強化促進事業につきましては、ア、利用権設定実績として、設定件数は 302 件、設定面積は約 161.4ha となっており、その内訳等については資料に記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

11 ページを御覧願います。

（2）農地移動適正化あっせん事業につきましては、あっせん委員会が 1 件開催され、あっせんが成立しております。

次に、2、遊休農地解消普及活動につきまして、農業委員会では、農地の利用状況調査と農地パトロールを実施しており、令和 5 年度は、委員の皆様の御協力のもと、計 8 回の農地パトロールを実施いたしました。

令和 5 年度における遊休農地の調査結果を表として掲載しておりまして、遊休農地の合計面積は、約 134.1ha となっており、そのうち、赤区分の再生利用が困難な農地につきましては、令和 5 年 10 月総会において非農地と判断した旨報告しておりましたので、所有者に通知し、農地台帳から除外したところです。

12 ページをお開き願います。

このページの項目につきましては、日頃行っております窓口での対応や、関係機関・部署との調整内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農地関係活動報告の説明を終わります。令和 5 年度事業報告につきましても説明を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第 3

次に、日程第 3、議案第 17 号、令和 6 年度事業計画（案）についてを議題といたします。

会長

松橋事務局長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局の松橋から、令和6年度事業計画（案）について説明致します。資料は、A4縦で右上に総会資料 別冊と記載された、令和6年度事業計画（案）となります。着座にて、説明させていただきます。

当農業委員会では、担い手の中心となる認定農業者や新規就農者などの意欲ある担い手の育成・確保と経営支援の強化、農地の利用集積と有効利用の推進、遊休農地の発生防止・解消などの活動を積極的に展開し、「第12次八戸市農業計画」に沿った農業者への取組み支援、市農業委員会憲章の理念に基づき、法令順守と高い倫理観を持ち、環境に調和した持続性の高い活力ある農業と農村社会の実現に向けて活動します。

令和6年度の事業計画については、例年通りの活動を行うことを見込み作成しております。

2ページをお開き願います。

- I 会議関係の、1 総会については毎月12回を予定しております。
- 2 運営協議会の開催は、必要に応じて随時協議してまいります。
- 3 委員研修会の開催は、10月を目途に開催を予定しております。
- 4 会議・研修会・大会等の開催参加については、記載のとおりとなっております。

続いて、3ページからの「Ⅱ 農政関係活動」につきましては、渡部農政グループリーダーから説明いたします。

渡部GL

事務局渡部から、御説明いたします。

資料3ページを御覧願います。

農政関係活動については、農業委員会の基本方針に基づき、地域農業の振興発展と農業経営基盤の確立のため、各種事業を積極的に推進してまいります。

具体的な事業については、資料3ページから4ページにかけて記載している、1 建議要望から、12 外郭団体活動までの12事業となりまして、例年実施の事業ですので、各事業説明については割愛をさせていただきますが、今後とも着実

に事業を実施して参りたいと考えております。

農政関係活動の説明は以上です。

続きまして、Ⅲ、農地関係活動につきまして御説明いたします。

5 ページを御覧願います。

1、農地事務の適正処理でございますが、農地等の権利移転・設定及び農地転用許可申請の処理等、農地法等に基づく農地事務処理につきましては、他法令との調整を図りながら、慎重かつ適正な処理に努めてまいります。

2、遊休農地解消活動事業につきましては、委員の皆様の御協力をいただきまして、今年度も農地パトロールを実施し、遊休農地の解消と発生防止に努めてまいります。

3、農業経営基盤強化促進事業につきましては、育成すべき農業経営者への農地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業などを実施してまいります。

その他、4、農地移動適正化あっせん事業から、6 ページにわたりまして、10、農地中間管理事業までの活動につきましては、資料に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農地関係活動につきましの説明を終わります。

令和6年度農業委員会予算概要について御説明いたします。

資料の7 ページを御覧願います。

今年度の農業委員会の予算概要ですが、

歳入は、機構集積事業費補助金、農業委員会費交付金、農業者年金業務受託事業、農業関係証明手数料等を合わせて、87,610,000 円、

歳出は、委員報酬や職員給料等の人件費、委員、職員の旅費、消耗品等の需用費、のうぎょうだより配布や農地台帳システム保守管理に係る委託料、三八大会及び県大会のバス借上料など合わせて、87,610,000 円を計上しております。

予算概要の説明は以上です。

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

渡部 G L

会長

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 18 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可につ

会長

いてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

上野委員

上野から報告いたします。去る 4 月 25 日、阿達農業委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 16 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 16 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、粟です。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例は、受人は令和 4 年 4 月に田と畑を新規就農のため取得しております。通作距離は約 5 km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 11 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 2 人、女 1 人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラ

クター、軽トラック、田植機、コンバイン各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

山田委員

山田から報告いたします。去る4月25日、明戸農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号17番を調査してまいりました。

受人の住所、氏名、年齢、及び渡人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条17番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約6km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は2年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台を渡人から借用するとのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上野委員

上野から報告いたします。去る4月25日、阿達農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号18番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条18番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、じゃがいもです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、渡人は令和5年10月に

畑を労力不足のため贈与しております。通作距離は、約 15 k m、耕作道あり、
受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農
業経験は 10 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。
世帯員は男 3 人、女 2 人で、うち兼業者は男 1 人、女 1 人です。農機具保有
状況は、トラクター 1 台を父親から借用するとのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考え
ます。

以上で報告を終わります。

山田委員

山田から報告いたします。去る 4 月 25 日、明戸農業委員と市庁本館地下会議
室 A において、番号 19 番を調査してまいりました。資料の 2 ページをお開き願
います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並
びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 19 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別
は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は資産整理のためです。申
請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、トマト、なす、
ピーマン、かぶ、にんじんです。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却
事例はありません。通作距離は、約 5 m、耕作道はありませんが、申請地に隣接
する受人の世帯員所有の宅地を通じて耕作可能です。受人の耕作地なし、農地集
団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 15 年で、地域農
業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 2
人で、うち農業専従者は女 2 人、兼業者は男 1 人です。農機具保有状況は、耕運
機 2 台、軽トラック 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考え
ます。

以上で報告を終わります。

鈴木委員

鈴木から報告いたします。去る 4 月 25 日、阿達農業委員と市庁本館地下会議
室 A において、番号 20 番と番号 21 番を調査してまいりました。

3条 20 番

はじめに番号 20 番について説明いたします。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の所在地、名称、代表者職氏名、構成員、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、梅です。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は、岩手県九戸郡洋野町種市支店から約 36 k m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 20 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。構成員は男 4 人、女 2 人で、全て農業専従者です。また、その他労働力として、同グループ工事会社の従業員十数名を従事させるとのことです。農機具保有状況は、刈払機 12 台、草刈機 6 台、トラクター 5 台、運搬機 3 台、フォークリフト 1 台を所有しております。

なお、この案件は、受人が農地所有適格法人として農地の所有権を取得するもので、受人は農地所有適格法人の要件である組織形態要件、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件の全てを満たしており、現時点では要件に適合していることを確認しております。

続きまして、番号 21 番について説明いたします。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、世帯員、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 21 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、白菜です。受人は 65 歳以上ですが、次男が後継者としております。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は、約 100m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 60 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。

世帯員は男１人、女１人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック各１台を所有しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

山田委員

山田から報告いたします。去る４月２５日、明戸農業委員と市庁本館地下会議室Ａにおいて、番号２２番を調査してまいりました。資料の３ページを御覧ください。

賃貸人の住所、氏名、年齢、及び賃借人の所在地、名称、代表者職氏名、農業従事者、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

３条２２番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、１０年間の解除条件付賃貸借です。なお、解除条件付の貸借とは、農地所有適格法人以外であって、農地法第３条第３項の規定により例外的に許可をされる法人が、農地を適正に利用していない場合に賃貸人から一方的に契約を解除されることが条件となっている貸借のことです。申請理由は、賃借人は規模拡大、賃貸人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における賃借人の作付計画は、そば、きゅうりです。申請者の過去３年間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約１６ｋｍ、耕作道あり、賃借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は６年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。農業従事者は男１人、女１人で、うち農業専従者は女１人、兼業者は男１人です。農機具保有状況は、軽トラック１台を所有しており、トラクター１台を賃貸人から借用するとのことです。また、播種機１台を購入予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5

会長

次に、日程第 5、議案第 19 号、令和 6 年度第 2 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、明戸委員及び森委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、明戸委員及び森委員は退室をお願いいたします。

(明戸委員及び森委員退室)

会長

それでは、明戸委員及び森委員が当事者となっている事案について、事務局から説明をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から、議案第 19 号、令和 6 年度第 2 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の 5 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 20 件、使用貸借 15 件の計 35 件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 18 名、貸し手 30 名で、利用権設定面積は、合計 206,985.24 m²でございます。借り手及び貸し手の住所、

利用集積 1 番	氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。 それでは、まず、森委員及び明戸委員が関係する事案を御説明いたします。 番号 1 番、利用権の種類及び内容は、長いも、ごぼう、大豆を作付けするために、4 年 11 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額 160,000 円でございます。 公告年月日は、令和 6 年 5 月 20 日を予定しております。 以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。 よって本事案は承認することに決しました。 明戸委員及び森委員の入室をお願いいたします。 (明戸委員及び森委員入室)
会長	それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。
風張主査	引き続き、事務局の風張から御説明いたします。

利用集積 2 番	番号 2 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4 年 11 か月間使用貸借するものでございます。
利用集積 3 番	番号 3 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、9 年 11 か月間使用貸借するものでございます。
利用集積 4 番	番号 4 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、2 年 11 か月間使用貸借するものでございます。
利用集積 5 番	番号 5 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4 年 11 か月間使用貸借するものでございます。
利用集積 6 番	番号 6 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、9 年 8 か月間使用貸借するものでございます。 次ページをお開き願います。
利用集積 7 番	番号 7 番、利用権の種類及び内容は、長いも、ごぼうを作付けするために、6 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 8 番	番号 8 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額もみ 30 kg でございます。
利用集積 9 番	番号 9 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、2 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 10 番	番号 10 番、利用権の種類及び内容は、ねぎを作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額 15,000 円でございます。 番号 11 番から資料 11 ページの番号 35 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。
利用集積 11 番～ 15 番	資料 6 ページの番号 11 番から資料 7 ページの番号 15 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 11 番と番号 12 番は 5 年間賃貸借、番号 13 番から番号 15 番までは 5 年間使用貸借するもので、賃借料につきましては、番号 11 番は 10 a 当たり年間 6,800 円、番号 12 番は 10 a 当たり年間 1,200 円でございます。

利用集積 16 番～ 18 番	資料 7 ページの番号 16 番から資料 8 ページの番号 18 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために、9 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 16 番と番号 17 番は年間総額 100,000 円、番号 18 番は年間総額 250,000 円でございます。
利用集積 19 番～ 24 番	番号 19 番から資料 9 ページの番号 24 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 19 番は 7 年間、番号 20 番は 7 年 5 か月間使用貸借、番号 21 番は 7 年 5 か月、番号 22 番と番号 23 番は 9 年間、番号 24 番は 3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 21 番から番号 23 番までは 10 a 当たり年間 7,600 円、番号 24 番は 10 a 当たり年間 8,000 円でございます。
利用集積 25 番	番号 25 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 7,600 円でございます。
利用集積 26 番	番号 26 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額 40,800 円でございます。 次ページをお開き願います。
利用集積 27、28 番	番号 27 番と番号 28 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 5 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 29 番	番号 29 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、1 年 9 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 10,000 円でございます。
利用集積 30 番～ 34 番	番号 30 番から資料 11 ページの番号 34 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 10,000 円でございます。
利用集積 35 番	番号 35 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 2 年間使用貸借するものでございます。 公告年月日は、令和 6 年 5 月 20 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第6

次に、日程第6、議案第20号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用

会長

許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

明戸委員

明戸から報告します。去る4月25日、阿達委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号5番を調査してまいりました。資料の13ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5条5番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、親族です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和6年6月10日から令和6年10月20日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、通路及び

住宅周辺を砂利敷きします。排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。立地条件は、青森県立八戸西高等学校から北西側約 1.1 kmに位置し、田、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7

次に、日程第7、議案第21号、農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から説明をお願いいたします。

阿達委員

阿達から報告します。去る4月25日、明戸委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号1番を調査してまいりました。資料15ページをお開き願います。

申請者である事業計画変更後の受人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、

面積は、資料の下段の表に記載のとおりです。

申請者は、転用事業者として、資料の上段の表に記載のとおり、太陽光発電設備設置を転用目的に、令和5年5月17日付けで農地法第5条の許可を受けていたものです。

5条変更承認1番

調査には、代理人が出席しました。変更申請の内容は、パネルの配置及び枚数の変更です。事業計画変更に当たって、受人、渡人、態様別、転用目的、資金調達計画及び他法令との関連については、当初事業計画からの変更はありません。

調査の結果、事業計画変更の内容は、変更承認の基準に照らし、承認相当と認められますので、承認して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第8

会長

次に、日程第8、報告第21号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、相続等届出の4月分でございます。資料の17ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 54 番～64 番

今回の届出は、資料17ページの番号54番から資料20ページの番号64番までの計11件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料17ページの番号54番、資料18ページの番号57番、資料20ページの番号63番は有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第9

会長

次に、日程第9、報告第22号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の4月分でございます。資料の21ページを御覧願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 30～32 番

番号30番、番号31番、番号32番、転用目的は駐車場でございます。

5条 33～35 番	次ページをお開き願います。 番号 33 番、番号 34 番、番号 35 番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。
5条 36～38 番	次ページを御覧願います。 番号 36 番、番号 37 番、番号 38 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 39～40 番	番号 39 番、番号 40 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 （なしの声あり）
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 10 会長	次に、日程第 10、報告第 23 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。 それでは、事務局から報告をお願いいたします。
風張主査	事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 4 月分でございます。資料の 25 ページをお開き願います。 賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18条 21 番	番号 21 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。 受理通知年月日は、令和 6 年 5 月 20 日を予定しております。 以上、報告を終わります。

会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 11	次に、日程第 11、報告第 24 号、農地改良届出についてを議題といたします。
会長	それでは、事務局から報告をお願いいたします。
大橋主事	事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、農地改良届出の 4 月分でございます。資料の 27 ページをお開き願います。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
改良届 3 番	番号 3 番、着工年月日は令和 6 年 5 月 10 日で、使用する土の採取場所は売市地内とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和 6 年 4 月 16 日でございます。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。 以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。 (その他)
会長	以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

（閉会 午後 3 時 30 分）